

博士論文審査及び学力の確認の結果

審査委員（主査） 真島 一郎



学位申請者 佐久間寛

論文名 21世紀転換期ニジェール西部農村地帯ソンガイ系社会における
行政村の分裂・創設過程をめぐる民族誌的研究

【審査結果】

本論文は、学位申請者が2004年6月から07年3月までニジェール共和国で行った長期現地調査の成果であり、同国西部の一行政村が分裂したのち新村が創設される過程の記述を通じ、現代西アフリカにおける社会的なモラルの様態を、国家および個人との関連で考察することをめざした民族誌学的研究である。

申請者は、19世紀末以降の植民地行政文書をはじめとする関連先行文献を渉猟するとともに、日本国内で会話能力をもつ者がほとんどいない現地ソンガイ語カード方言による聞きとり調査をふまえ、(1)親族、(2)首長制、(3)土地所有にまたがる細密な考察を展開しながら、仏語圏西アフリカの農村開発政策に対する社会的葛藤のロング・デュレを浮き彫りとした。人類学的思考と社会経済史学の知見を周到に節合させた本論文の視角は、一地域研究にとどまらず、社会における「所有」の様態に再考を迫る点で、重要な学問的寄与をなしうる業績である。

審査委員会は、論文審査と最終試験（公開審査）の結果、学位申請者に対し学術博士(論文)の学位を授与することが適当であると全員一致で判断した。

なお、審査委員会の構成は以下の通りである：真島一郎（文化人類学、西アフリカ研究）、河合香吏（人類学、東アフリカ研究）、深澤秀夫（社会人類学、マダガスカル研究）、小川了（本学名誉教授：文化人類学、西アフリカ研究）、福田邦夫（明治大学：国際経済学、途上国経済論）。

【論文の概要】

本論文は、目次、謝辞、凡例、略号一覧、参考文献をのぞく本文359頁（400字詰

原稿換算で約1300枚）、および別冊の参考資料216頁（同換算約780枚）からなる。このうち本文は、Ⅰ．フランス植民地期からニジェール共和国独立後、今日に至るまでの国家－社会関係史のうち、とくに伝統首長と協同組合の歴史に焦点をあてて論文全体の射程を境界づける「序章」、Ⅱ．親族・首長・土地に関する社会編成の変容過程を個別に検討する各論（「1章」～「3章」）、Ⅲ．社会的なもののただなかに置かれた個人の姿に視点を移し、行政村の分裂および創設を画した一回的な出来事の省察にむかう「終章」から構成される。また、本文考察の大半はソンガイ語を使用する当事者／村民の語りに依拠しているが、別冊「参考資料」のソンガイ語音声転写テキストによりそのすべてが資料上の妥当性を保証されている。

論文の各章構成は以下のとおりである。

序章 言説

1 節 伝統首長①

2 節 伝統首長②

3 節 協同組合①

4 節 協同組合②

1 章 親族

はじめに－ドゥミについて

1 節 ドゥミと出自原理

2 節 ドゥミの諸相

3 節 ドゥミと先着原理

2 章 首長

はじめに－ある祖母と孫の会話

1 節 植民地化と首長位創設譚

2 節 強制移住騒動と首長位創設譚

3 節 首長と住民

3 章 土地

はじめに－測量作業中の風景から

1 節 灌漑農地外の土地制度

2 節 与えること、受けとること

3 節 灌漑農地内の土地制度

終章 叛乱

はじめに一ふたつの騒動をめぐって

1 節 騒動の経緯

2 節 騒動の結末

3 節 受けとる者、受けとられる者

「序章」では、19世紀末以降の植民地行政文書や民族誌モノグラフ等の組織的読解を通じ、本論文の主題である行政村の分裂・創設という出来事がいかなる特徴をおびた言説史の末端で国家－社会関係のうちに位置づけられてきたかが論じられる。過去の言説において特に注目されるのは、フランスによる植民地化がらニジェール独立後の「農村開発」にいたるまで、社会の実体性をもっぱら諸個人の葛藤の場として表象されてきた点であり、逆に個人それ自体も分裂と葛藤を内在させた「社会的な場」であるという視点は大きく欠落してきた。したがって個人の同一性を前提とした言説編成に代えて、個人間の社会的同一性をめぐる想像力＝「モラル」に注目した流動的な社会－個人関係のもとで、いずれも村落社会の核をなす親族、首長、土地関連の史的編成を個別に洗い直す作業の必要性が表明される。

「1章 親族」では、現地の親族範疇「ドゥミdumi」の考察を通じ、社会結合をめぐる二つの規範的原理が導かれる。ひとつは、1950年代のオセアニア研究で論じられた「双系出自原理」に、いまひとつはコロニアル人類学が西アフリカに見いだしてきた「先着原理」に近似している。ただし、ソンガイ系社会におけるこれらの原理が他に還元しがたい固有性を帯びている点を重視する著者は、各々を「腹の原理」および「足の原理」として再規定する。それらはいずれも、奴隷や後着者という劣位カテゴリーを生みだしつつ、首長の権威を正当化してきた原理である。

「2章 首長」では、フランス植民地期およびニジェール共和国独立後のクンチエ軍事政権期における首長位創設譚の考察をふまえ、「足の原理」による首長権威の社会的正当化が、先着者から後着者に「惜しみなく与えられ」てきた財の特異性に連関する点が解明される。この場合の財とは、客人＝後着者の定住をうながす不動の財としての土地に他ならないが、社会的なものの流動的なモラルに注目する視点のもとでは、そもそもソンガイ系社会で土地を「与える」とはいかなる事態であり、土地をめぐるいかなる社会結合がそこから出来るかをあらためて問う必要が生ずる。

「3章 土地」では、ソンガイ系社会の土地制度の特質が以下の手順で明示される。①土地を「与えるno」という現地表現には贈与と貸借の共示作用があり、かつ両者の弁別は現実の言語運用で故意に曖昧とされる、②したがって土地の「与え」手には、「貸与」地の強制的な返還要求(「受けとりta-yon」)が世代を越えて認められる、③しかしまた、「貸与」地の返還要求は絶対のものではなく、現在の用益権者は未来の所有権者＝被「贈与」者にもなりうる。つまるところ、当地の土地制度では所有権／用益権の概念弁別がそもそも無効である。クンチェ政権期に開発された協同組合用の灌漑農地でも、土地は国家が強制的に農民から収奪したうえでその唯一の所有者として、各地域の組合代表に用益権の再配分を託した「国有地」でありながら、組合代表の座についた者は、それを自らの「身内」に「与える」ことが可能であるかのように理解した。逆に「身内」の枠から排除された者は、土地を「与えられない」ばかりか、それを別の人間に「受けとられ」てしまったものと理解してきた。贈与と貸借の共示作用に由来する土地所有の葛藤という点では、したがって共和国体制下の灌漑農地制度の内部と外部に社会的・史的断絶は存在しないことになる。

「終章 叛乱」では、以上全三章における考察結果をふまえて、灌漑国有地の再配分に抵抗する組合員がひきおこした、一連の騒動に焦点が当てられる。組合代表が首長の「身内」に占められているために土地を奪われたとの認識を反抗のモラルとして共有する彼らは、争点となった農地を率先して耕起し、その既成事実をつうじて、収奪地の「贈与」権を正当化されたかのような組合代表から暴力的に土地を奪い返そうとする「叛乱」を挙行した。彼らは、知事による騒動の調停後、組合代表と結託する首長権力から訣別し、新村創設にむけた行動を開始する。だが土地係争にもとづく「モラル＝同一性の想像力」により結集していた彼らは、問題の焦点が土地そのものから乖離したことにより、皮肉にもみずからの凝集力を失い分裂をとげていった。モラルの視点にとりさらに重要なことは、新たな土地制度の生成途上でおきたともいえるこの過去の叛乱の痕跡が、21世紀転換期に同地を訪れた著者＝調査者に終始秘匿されたという事実である。叛乱の顛末をкаろうじて調査者に開示しえたのは、いずれも自らの土地をもたないと語る村民であった一方、調査者は現地の社会から、かつて騒動を調停した中央政府派遣の「知事」像を表象として上書きされていた。この点にこそ、社会が個人間の葛藤の場であると同時に、個人もまた社会的葛藤を内在させた、それ自体が他者との往来の場であることの証左を著

者は最終的に見いだした。

【論文の評価】

本論文で最も評価されるのは、現地調査で著者の体験した「社会」が調査者としての著者の存在までも包摂した空間性をなすという確信から、著者自身の姿を一人称「私」としてテキストの内に描き込むという、学位論文としては破格の記述形式をとりながらも、親族、首長制度、土地所有といったオーソドックスな人類学的主題群から独自の論点を摘出し、仏語圏西アフリカの辺境における行政村の分裂・創設という一見些細な出来事の背後に広がる国家－社会関係史の厚みを、学問的体裁としても高水準で描ききることに成功した点にある。かつて「実験民族誌」と呼ばれた一人称による著者像の記述が、社会的なもののモラルを主題とする場合にはもはや「実験的」といえない必然性を帯びることを、本論文は総計2000枚（400字詰原稿換算）を超える日本語・ソンガイ語テキストの記述そのものを通じて証明した。さらに理論的次元でも、ひとは他者が「所有」という土地のいったい何を知れば「土地所有」を知ったことになるのかという、近代の主体概念と自己調整市場における擬制商品（＝土地）との関連をめぐる根源的な問いにまで考察を肉迫させた本論文は、人類学のみならず隣接の人文社会諸分野にも今後一定の影響を与えることが予想される。

最終審査の場における審査委員側の反応としては、上記諸点を以て本論文の研究成果、とりわけその丹念で精度の高い理論的記述を賞讃する発言が連続するという、学位論文審査としてはやや異例の展開となった。一人の外部委員からは「疑義や反論を容易には許さないほどの周到さ」という評価がなされるなか、最終審査の席上で投げられた若干の要望とは、およそ以下のものである。

①他の研究者が原理的に検証しえない「出来事の一回性」が人類学的思考においてはいかに重要であるかを、さらに記述を深めて読み手に開示してもよかった。

②著者が一部考察で試みたように、贈与をめぐるフランス社会学派系の思考を21世紀転換期アフリカにおける土地「所有」の論点と斬新に繋げるのなら、ソンガイ社会における「負債＝他者に負っていること」の記述をさらに厚くすべきである。

③堅実な学位論文の体裁に照らせば無理があるかもしれないが、ニジェールという一国家の位相で展開される考察の射程を、21世紀転換期の世界状況における「社会的なもの」全般にまで大胆に開く方向性が、とくに結論部で望見されてもよかった。

【総合的な判断】

以上のとおり、論文の内容と最終試験の結果をふまえ、審査委員会は全員一致で、本論文をもって学位申請者・佐久間寛氏に学術博士（論文）の学位を授与することが適切であるという冒頭の結論に達した。